

懲戒処分の公表

可茂消防事務組合

平成23年3月1日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、可茂消防事務組合職員懲戒等取扱規程に基づき公表します。

関係者の皆様並びに住民の皆様に変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1 被処分者

南消防署 消防士（24歳）男

(1) 処分内容 : 懲戒処分 停職3月

(2) 処分年月日 : 平成23年3月1日付

(3) 事実の概要 : 平成22年2月10日午前3時50分頃、可児市内の県道上において、勤務時間外に自家用車を運転中、道路を歩行中の男性（当時74歳）に衝突して死亡させた。

2 被処分者

消防本部次長（当組合職員交通事故対策協議会会長） 消防監（60歳）

(1) 処分内容 : 消防長注意

(2) 処分年月日 : 平成23年3月1日付

(3) 事実の概要 : 交通事故対策責任者として職員の交通死亡事故防止対策不十分と指導監督不適正

3 被処分者

南消防署長 消防監（60歳）

(1) 処分内容 : 消防長注意

(2) 処分年月日 : 平成23年3月1日付

(3) 事実の概要 : 所属長として上記消防士の指導監督不適正

以上